

# 平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長	
見直し内容（概要）	<p>給与所得者等が自己の居住の用に供する家屋又は敷地の取得をする際に受ける以下の経済的利益につき非課税とする特例を廃止する。</p> <p>① 使用者から無利息又は低い金利で貸付けを受けた場合の経済的利益</p> <p>② 資金を金融機関等から借り受けた場合において、使用者から受けるその利子の全部又は一部に相当する金額の支払い</p> <p>③ 勤労者財産形成促進法に基づいて使用者等が講じる負担軽減措置により受ける経済的利益</p>	
関係条文	<p>〔 地方税法第32条第1項、第2項、第313条第1項、第2項（租税特別措置法第29条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法施行令第19条の2、租税特別措置法施行規則第11条の2） 〕</p>	
廃止又は縮減の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本特例は、昭和41年度の創設から現在まで43年間存続してきた特例であるが、近年は本特例の利用可能者数が大幅に減少してきており、一部の者に限られた特例となっている。また、今後も利用可能者数の増加が見込まれる社会状況ではない。したがって、現状では本特例について、政策実現に向けた手段としての「有効性」が高いとは言い難い。</li> <li>・ 本特例は、使用者等から低利で住宅購入資金を借り入れている等の優遇を受けている上に、通常の貸出し金利と比較したときの経済的利益について非課税となることに加えて、住宅ローン控除制度を併せて適用することが可能であり、住宅ローン控除制度のみを利用している者と比較すると平等性に欠けるため、「合理性」は認めがたい。</li> </ul>	
増収見込額	1,265 百万円	（単位：百万円）